

日本バプテスト連盟

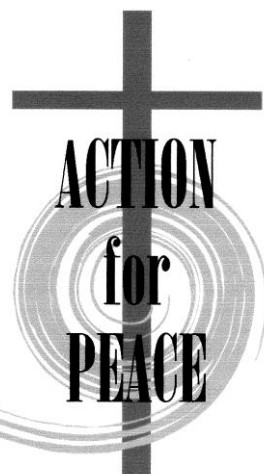
憲法改悪を許さない

私たちの共同アクション

ニュースレター

2017年6月21日 No.43

さいたま市南区南浦和 1-2-4 日本バプテスト連盟



憲法審査会の監視

泉バプテスト教会 城倉 啓

0. はじめに

2017年の通常国会（第193回国会）の憲法審査会を「見張り」、そして、その分析から予測される改憲の内容について考え、全国諸教会・伝道所みなさんに分かち合います。すでに7回の衆議院憲法審査会が開かれました。本号では、4月20日・5月18日・5月25日・6月1日の四回を概観します。6月8日に行われた憲法審査会については次号以降にお伝えいたします。

また今号では、5月3日の安倍晋三内閣総理大臣の「2020年まで改憲」発言に導かれた自由民主党の憲法改正推進本部の動向についても目を配り、今までの予測（小幅の改憲を与野党協調路線で）を修正いたします。

1. 開催日時

衆議院		参議院	
第193回国会			
170316	緊急事態時議員任期延長・解散権・選挙制度		
170323	緊急事態時議員任期延長・解散権、意見聴取		
170420	国と地方のあり方・地方自治、意見聴取		
170518	国と地方のあり方・地方自治について		
170525	自由討議		
170601	「新しい人権」等、意見聴取		
170608	天皇		

【ここに注目】

5月3日の憲法記念日に安倍晋三内閣総理大臣が、改憲時期と改憲内容について踏み込んだ意見を公表しました。2020年までに、憲法9条に3項を付け加えて「自衛隊」を明記することと、高等教育の無償化を明記する「加憲」です（後述）。これについて統合幕僚長が「ありがたい」と応じたことは、改憲に賛成と公言したことなので憲法99条違反です。

また、いわゆる「共謀罪」法案が衆議院で強行採決され参議院に送致されました（5月23日）。これらの影響によって衆議院憲法審査会は3回延期されましたが、5月18日以降は毎週ペースで開催されています。参議院憲法審査会は一度も開催されませんでした。

2. 参考人招致を行った衆議院憲法審査会のまとめ（4/20、6/1）

（1）4/20の参考人の意見：地方自治について

	地方自治の意義	国と地方の関係	改憲を要する点
大津浩さん (明治大学教授)	条例が法律に優位する場合もありうるのが「地方自治の本旨」。	地方自治体と国会が相互交流し、「対話型立法権分有」をするかたちが望ましい。	基本的に改憲不要。自民党改憲草案の「地方自治の本旨」の内容には反対。
小林武さん (沖縄大学客員教授)	地方自治の明記は明治憲法からの変革。戦争放棄と深く関係する。	国と地方は対等であるべき。沖縄県に対する国の姿勢は地方自治を蔑ろにしている。	改憲不要。地方自治体への種々の権限の移譲をし地方自治を充実させるべき。
齋藤誠さん (東京大学教授)	個人の人権の確保のための分権、権力分立。「基本的自治体権」あり。	地方自治と分権の保証のために、自治体への国の立法権による干渉を防ぐべき。	自治体の司法救済・立法前の意見聴取の方途を明記する改憲。
佐々木信夫さん (中央大学教授)	英米系の「分権・分離型」ではなく北欧系の「分権・融合型」の分権改革を。	自治体間の均衡よりも各自治の原則。自治制度を自治体自身が決めるように。	国と地方の統治機構を大分類。首都・副首都の明記。道州制。法律より優位な条例制定も。

（2）6/1の参考人の意見：「新しい人権」等について

穴戸常寿さん (東京大学教授)	プライバシー権。放っておいてもらう権利から、自分の情報をコントロールする権利。憲法上は国家権力を限界づける権利。論点が多岐にわたるので丁寧な整理が必要。この件の改憲には慎重。
三木由希子さん (情報公開クリアリングハウス)	知る権利。表現の自由の中に知る権利が含まれる。開示請求権だけではなく政府等が知っていることを知ることでより良い選択をする。義務的情報公開が重要。権利保障の範囲の議論必要。改憲よりもまず法整備。
小山剛さん (慶應義塾大学教授)	環境権。国際比較上、憲法に明記する場合、国民の権利／国民の責務／国家の責務という書きぶりが可能。また詳細な規定と簡潔な規定がありうる。日本国憲法全体は簡潔。憲法だけでなく法整備が必要。
小林雅之さん (東京大学教授)	高等教育の無償化。国際比較上教育費の負担法は、公的負担／親負担／本人負担がある。改憲で無償化しようとした場合、世論の支持がなく国民投票で否決される事態をおそれる。

【ここに注目】

大まかにまとめると地方自治を充実させる方向の憲法改正については有識者からも積極的な意見が多く寄せられました。それに対して、「新しい人権」(プライバシー権、知る権利、環境権)や、高等教育の無償化については憲法改正よりも法律の整備で対応するべきとの意見が大勢でした。

3. 5/18、5/25 衆議院憲法審査会における審議

※会派略称の右横の数字は発言数です。発言数が多いものは「多数派意見」とみなされ今後取り上げられやすくなります。

(1) 憲法審査会の手続や議題について

	＜賛成＞	＜反対／慎重＞
<u>安倍首相発言への批判</u>	民5・共4・社	⇔ 自6・維
<u>統合幕僚長発言への批判</u>	民3・共2	⇔ 自4
2020年までの憲法改正	自	⇔ 自・民・社
憲法審査会の開催について	維	⇔ 共3
合同審査会規定の作成	民	
国民投票を国政選挙と同時に実施		民2
共謀罪		民・共
情報公開・知る権利について審議	民	
人間とは何かを審議	公	

(2) 憲法改正内容について

	＜賛成＞	＜反対／慎重＞
<u>地方自治体の課税自主権明記</u>	自3・民4・公2・維	
<u>条例による法律の上乗せ・横出し</u>	自2・民3・公・維	⇔ 自
<u>住民自治・団体自治の明記</u>	自4・公・維	⇔ 公・社
<u>国と地方の役割分担</u>	自・公・維	⇔ 公
<u>国と地方の事前協議の義務付け</u>	自・民・公	⇔ 公
<u>9条に自衛隊明記</u>	自4	⇔ 民2・共
<u>環境権明記</u>	自・民・公	⇔ 民・社
<u>プライバシー権明記</u>	自2・民・公	⇔ 社

知る権利明記	自・民2・公	⇔ 社
地方分権の趣旨明記	自2・民3	
近接性の原則・補完性の原則明記	自・民2	
広域自治体と基礎自治体の二層制	自3・維	
地方自治体自身が自治組織制定	民2・維	
道州制明記	民2・維	⇔ 自・民・公・社
参院議員を地域代表とし合区解消	自4	⇔ 公
一般の国民投票・住民投票の明記	民2	⇔ 自
司法分野の地方分権	民	
地方自治権侵害への司法救済	自・公	
首長と国会議員の兼務	民	
緊急時の国の権限明記	自4	⇔ 民4・共
緊急時の衆院議員任期延長	自・民	⇔ 共
緊急時の国会定足数適用除外	自	
憲法裁判所の設置	民・維	
地域間格差是正の明記	自2	
外国人参政権否定の明記	自	⇔ 民
高等教育の無償化の明記	自・維	⇔ 民3・共・社
89条「公の支配…」削除	民・維	
幼児教育の無償化の明記	民	
「公共の福祉」の見直し	自2	⇔ 民
政教分離原則緩和	自	
アクセス権		⇔ 社
犯罪被害者の権利明記	自3	⇔ 社
知的財産権明記	自	
同性婚承認	自	
首相の解散権制限明記	民	
生命倫理明記	公2	
忘れられる権利明記	自・公	
97条削除		共・社

【ここに注目】

憲法第8章（92-95条）の「地方自治」に関しては、与野党間で激しい対立がありません。加憲しやすい部分と言えます。自・民・公・維の四党が合意している内容は、改憲原案としてまとまる可能性があります。

具体的には「道州制にまでは至らないけれども、地方自治体の立法・財政などの自治権限を強める改正」です。この改正にはある種の合理性があります。実現すれば、国は沖縄県の頭越しに安保条約だけを根拠に米軍基地を存置できなくなるし、沖縄県は条例によって条約を乗り越えることができます。

ただし、現行憲法の解釈運用によっても、そのことは実現できます。地方自治法を改正するだけでも良いのです。あるいは憲法95条にある「住民投票」を行わせるために、「沖縄米軍基地存置法案（仮）」を上程させるように働きかける方法もあります。法律の根拠なしに米軍基地があることは不自然です。沖縄の民意（住民投票）によって法律案を葬れば、米軍基地は出て行かざるをえなくなるでしょう。

統治機構改憲の一つの本丸は「地方自治（第8章）改憲」です。明治憲法に無かったこの条章は9条との関係で読み解く必要があります。地域ぐるみで戦争協力をしてしまった反省から、「平和をつくりだす行動は地方自治から」という思想が条文化したのです。バプテスト教会の各個教会の自治重視と通じます。「バプテストのような自治ならば考慮に値するが、そうでないならば反対」という考えで国民投票に備えましょう。

新しい人権については、今までも憲法13条個人の幸福追求権と、25条生存権がすべてを包括していると解釈されてきました。知る権利・プライバシー権・忘れられる権利・アクセス権・環境権等は、複雑な論点を整理しながら法整備をしていくべき課題でしょう。特に行政文書の開示による意思決定の過程の検証が、目下の国政の課題となっているのですから。高等教育の無償化という、法律で実現できる事柄について憲法改正は不要と、以前申し述べました。それと同様に、新しい人権についても憲法改正は不要です。ただし与野党で合意する可能性が高い条項です。加憲だからです。

憲法審査会は上述のように各党派から出された多岐にわたる論点を自由に審議しています。しかし、憲法審査会の外でなされた安倍首相発言が大きな政治的力となって改憲潮流を引っ張っています。「2020年までに9条に3項を付け加え自衛隊を明記するという改憲案」を、わたしたちはどのように考えるべきでしょうか。

4. 今後を見すえて

憲法の制定権者は主権者・市民ひとりひとりです。「いつまでに・何を」改正するかは「下からの盛り上がり」によって決まるのが立憲主義というものです。この点、首相の先走り感是否めません。

実は9条に3項を加え自衛隊を明記するという改憲案は、元々公明党の前代表太田昭宏議

員の意見です。そして高等教育無償化は日本維新の会の改憲案です。首相の意図は、自党の伝統的改憲案をかなぐり捨てても、「自・公・維」（衆参それぞれの3分の2）の枠組みで憲法の部分改正をなしとげることにあります。この政治的意図を見抜くことが大切です。

自由民主党内部では安倍総裁の意向に基づいて、今までの自民党改憲案（2005年・2012年改憲草案）とは異なる9条解釈を策定することが本格化しています。9条2項（戦力不保持・交戦権の否認）の削除が改変が、自民党の伝統的こだわりでした。一方で伝統的9条2項改憲論の論客である石破茂ら党内実力者も党憲法改正本部に加えつつ、他方で首相側近の下村博文らも憲法改正本部の要職役員に加えています。保岡興治・船田元といった野党との協調路線（中山太郎以来の伝統）からの大転換を図り、首相路線を軸とした党内改憲案の修正・一本化、現有衆参それぞれの3分の2議席での改憲を果たす構えです。自民党は2018年内に党内の意見をまとめようとしています。その内容は①9条3項の付加、②高等教育無償化の付加、③緊急事態条項の付加、④参院の地域代表性明記（合区解消）の四点です。

最速の場合、**2018年12月の衆議院総選挙と同時に**憲法改正のための国民投票が行われる可能性があります。この場合、2018年の通常国会で改憲原案の承認＝国会による改憲発議がなされます。次に速い場合は、2018年12月の衆議院議員任期切れの前までに改憲原案の承認＝国会による発議がなされ、翌年の**2019年6月**までの国民投票です。その次に速い場合は、**2019年7月の参議院通常選挙と同時**の国民投票であり、その場合2019年5月までに改憲原案の承認＝国会による発議が必要となります。

現状の「日本国憲法改正手続に関する法律（国民投票法）」で国民投票を行うことは結果を歪める可能性が高いです。特に資金力のある陣営が有利な立て付けだからです。この法律の改正を憲法審査会で審議するように働きかけることが必要でしょう。

その一方で、わたしたちは主権者として、自らの9条についての解釈を2018年12月までには固めていかななくてはなりません。①個別的自衛権を認めない。②軍事同盟国軍の駐留を認める。③専守防衛の範囲で個別的自衛権を認める。④国連の平和維持軍に参加することを認める。⑤軍事同盟国の戦争に参加することを認める。憲法9条の解釈を、自由民主党を中心とした長期政権はほぼ上記の順で変遷させてきました。

個人的には①を採るので、3項も入る余地が無いのですが、みなさんはどうでしょうか。③や④の立場の方は、「9条3項自衛隊加憲」に賛成しやすいのではと史料します。②③④の人々は多分多数派です。①や⑤の人々は、②③④の人々を言論で説得して多数派を形成し、9条についての憲法改正の要否を訴えなくてはなりません。どの立場を採っても反論が予想されるので、反論に対する反論を考えながら自説を固めていくのです。

「律法には何と書いてあるか。あなたはそれをどう読んでいるか」（ルカ10：26）。

シリーズ「私の譲れないもの」

ひとしく教育を受ける権利

品川バプテスト教会 片桐健司

憲法26条1項には、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と書かれています。誰もが「ひとしく」教育を受けることができるということなのですが、はたして今の学校教育は等しく子どもたちが学ぶ権利を保障しているのでしょうか。

最近の小学校では少人数指導という方法が導入されています。ある教科について、学級を解体し、グループ数を増やして少人数で教えるというものです。

例えば、3学級ある学年だとすると、それを5つのグループにすることで、ひとつのグループの人数を少なくし、きめ細かい教育をしようというのです。

実際によく行われているのは、算数の学習を少人数化し「習熟度別」という、「できる子クラス」から「できない子クラス」までに子どもたちを分けて、授業を進める形です。「できる子クラス」は人数を多めにし、「できない子クラス」は人数を少なめにすることで丁寧な指導ができるという考えです。

しかし、そこには子どもたちを分断し、差別を生むという大きな問題があります。「できない子クラス」の子どもたちは、自分たちはだめな存在であるということを実感させられ、一方「できる子クラス」の子たちは「できない子クラス」の子たちをばかにするという、そういう人間関係が自ずとつくられていくのです。

できない子どもたちをばかにする子が悪いかと言えばそうではありません。それは、分けた大人たちの問題だと思うのです。たとえ、誰にでも価値があるとか、弱い立場の人を大事にしなければいけないとか、みんな平等であるとか、言葉で教えても、それが口先だけであることを子どもたちは見抜いています。「できないものには価値がない」と、学校現場が形で教えてしまっているのですから。昨年夏におきた津久井やまゆり事件の悲劇は、こういう学校教育の能力主義の中から生み出されたものかもしれません。

「ひとしく」学ぶ権利は場を分けてはあり得ないと思います。「能力に応じ」た教育は分けてするのではなく、できない子も同じ教室の中で大切に教えられる権利があるということです。学力だけが人のすべてではありません。むしろほんの一部です。友だちを思うやさしさとか、みんなを支え合うとか、そういう心は、同じ場で育つからこそ生まれてくるのです。

できた、わかったと得意になっていた子が、「どうしてかわからないよ」という子の声に

「じゃあいっしょに考えよう」と考え始めたら、わかっていたと思っていたその子が実は本当はわかっていたに自分で気がついた、そしていっしょに考え合った。そこに学びがあるのです。

習熟度別だけではなく、「特別支援教育」にしてもそうですが、学校教育の中で子どもたちはどんどん分けられていきます。様々な人がいるということ从小就知り、いっしょに生きていくことを考えなければいけない子どもたちが、お互いを知らずに大きくなっていくことはあってはいけないと思います。

憲法にある「能力に応じてひとしく教育を受ける」権利の意味を、こういうときだからこそ、あらためて考えたいと思っています。

神奈川バプテスト連合社会部主催

「平和を覚える集会」のご案内

.....

「ザ・思いやり」 パート2 無料映画会

バクレー監督が
「オモイヤリヨサン」をコミカルに斬る!

日時 2017年8月12日<土>午後2時

会場 相模中央キリスト教会：大和市中央林間4-24-6

Tel.046-274-3706 (中央林間駅下車徒歩5分)

*当日は礼拝形式の中で映画を見ます。バクレー監督との質疑応答あり。

.....

